

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人桑名市総合医療センター（以下「法人」という。）における寄附金の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「寄附金」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 臨床研究のために寄附される金品
- (2) 医療のために寄附される金品
- (3) 法人の施設又は設備の整備のために寄附される金品
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法人の運営のために寄附される金品

(受入れの条件)

第3条 寄附金のうち、次に掲げる条件が付されているものは、受け入れることができない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄付者に譲与すること。
- (2) 寄附金による臨床研究の結果得られた知的財産権の権利を寄付者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金の使用について、寄付者が会計検査を行うこととされていること。
- (4) 寄附の申出の後、寄付者がその意思により寄附の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が法人の業務上支障があると認める条件

2 寄附金の受入れに際しては、寄附の目的に従いその用途を特定するものとする。

3 前項の規定により特定される寄附金の用途には、法人の業務運営に係る管理的経費を含むものとする。

(寄附の申出)

第4条 寄附の申出をしようとする者は、寄附申出書（別記様式）を理事長に提出するものとする。

(受入れの決定)

第5条 理事長は、寄附の申出があったときは、法人の業務上有意義であり、かつ、本来の法人の業務に支障がないと認められるものについて、寄附金の受入れを決定するものとする。

(礼状の送付)

第6条 理事長は、寄附金が法人に入金されたときは、寄付者に礼状を送付するものとする。

(募集による寄附金)

第7条 理事長は、法人の業務上有意義であると認めるときは、理事会の議を経て寄附金を募集することができる。

2 寄附金の募集は、その趣旨、募集の方法その他必要な事項を明示して行うものとする。

(募集による寄附金の受入れ等に関する事務の取扱い)

第8条 前条の規定による寄附の申出及び寄附金の受入れに関する事務の取扱いは、第4条及び第5条の規定にかかわらず、理事長が定めるところによることができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

寄附申出書

年 月 日

（あて先）地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長

申請者住所
氏名

下記のとおり寄附をいたしますので、受納くださるよう申し出ます。

記

1 寄附物件

2 寄附目的（使途を指定する場合は、具体的に記入願います。）

例：桑名市総合医療センターの医療に寄与するため
法人の病院事業及び医学振興に寄与するため